

令和7年度

津別町奨学生募集要項

津別町教育委員会

令和7年1月

制 度

1 津別町奨学金制度について

本制度は、津別町奨学金条例及び津別町奨学金条例施行規則に基づき実施する奨学金の貸付制度です。

2 対象者

次の条件すべてに該当する本町住民の子弟となります。

- (1) 高等学校(定時制を含む)以上の学校に就学する者または在学する者
- (2) 身体健康、学業優秀、性行善行であるもの
- (3) 学資の支弁が困難なもの

3 貸付条件

次の区分に応じて、無利子で貸付を行います。

- (1) 高等学校に就学又は在学する人（高等専門学校 1 から 3 学年を含む）
1 か月あたり 10,000 円
- (2) 専修学校（専門学校）、高等専門学校（4、5 学年）及び大学以上の学校に就学
又は在学する人 1 か月あたり 25,000 円

4 家計基準について

上記 2 (3)に関する経済状況の判定については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する貸与型国内奨学金の在学採用奨学金第二種の各校種に応じた家計基準に準じて判断します。

参考 大学（4人世帯、私立、自宅外） 収入上限 1,309 万円、所得上限 937 万円

5 貸付開始までの手続きについて

- (1) 4 月 20 日 申請書の提出期限（町の休日の場合は、その翌日）
- (2) 5 月 奨学審査委員会にて審査
- (3) 5 月 教育委員会議にて奨学生を決定
- (4) 6 月 結果通知及び貸付必要書類の提出
- (5) 6 月 書類の提出後に貸付開始

申請

6 申請について

津別町奨学金申請提出書類一覧を参考に、次の書類を提出期限までに教育委員会へ提出してください。なお、書類取得にかかる経費については自己負担となります。

(1) 奨学生(継続)申請書 (様式 1)

- ・申請書には身元保証人 2 人を記載してください。なお、身元保証人のうち 1 名は同居する親族も可としますが、もう 1 名については生計を別とする者としてください。
- ・希望期間は、在学する期間としてください。

(2) 進学・入学にあたっての目標等について (様式 1-2)

- ・奨学生審査の参考としますので、必ず提出してください。

(3) 履歴書 (様式 2)

(4) 家族の状況調査書 (様式 3)

- ・家族の年収については、令和 6 年中の概算収入額を記入してください。(収入のある人全員)

(5) 同意書 (様式 4)

- ・世帯全員の氏名を記入してください。

(6) 所要学資調書 (様式 5)

- ・学校で勉学するために必要となる経費について記載してください。
- ・授業料、PTA 会費、生徒会費、宿舍料、教科書類、交通費、家賃、学用品費等の年間を通じて必要となる経費について、入学案内等を確認し、できるだけ正確な金額を記載してください。なお、入学金、検定料及び寄附金は学資に含めないでください。

(7) 奨学生推薦書 (様式 6)

(8) 過去 3 年間の成績証明書

(9) 生徒学生健康診断票の写し

- ・(7)～(9)については、卒業した学校に作成を依頼してください。なお、各書類には、学校長の証明印が必要となります。
- ・健康診断票の写しが入手できない場合には、病院での健診により様式 7 の作成が必要となります。なお、経費については自己負担となります。様式は教育委

員会へ請求してください。

(9) 身分証明書

- ・役場戸籍窓口にて、「身分証明書」を取得してください。
- ・用途は、奨学金申請とし、交付手数料は自己負担となります。

7 提出期限 令和7年4月21日

提出場所 津別町教育委員会 学校教育係 奨学金担当

8 奨学生の審査および選定について

提出された申請書をもとに5月中に奨学審査委員会を開催し、内容の審査および選定を行い、同月に開催される教育委員会議にて奨学生を決定します。

借入手続き

9 借入れ開始までの手続について

- ・奨学生と選定された方には、選定通知を送付します。
- ・借入れ開始にあたっては、誓約書、奨学金返還予定確約書、奨学金請求書の提出が必要となります。誓約書および確約書には身元保証人の捺印が必要となります。

10 奨学金の支給について

- ・奨学金は、毎月5日に指定の口座へ振り込みます。
- ・新規支給時は、借入れ関係書類の提出後に4～6月分をまとめて支給します。

11 在学期間中について

- ・奨学金を廃止、休止または減額しようとする時は、すぐに教育委員会まで連絡してください。休学する場合も手続きが必要となります。

12 奨学金の継続について

- ・次年度奨学金を継続するためには、毎年学年末の学業成績表の提出が必要となります。なお、学業成績表の取得に必要な費用は、自己負担となります。
- ・継続奨学生は、毎年5月に開催する奨学審査委員会にて審査されます。
- ・継続奨学生の決定後に4～6月分をまとめて支給します。

返済手続き

13 奨学金の返済手続きについて

- ・貸付期間終了後、すぐに返済が始まりますが、申出により1年返済を据え置くことができます。
- ・貸付期間終了後、奨学金償還確約書および借用証書の提出が必要となります。
- ・返済期間は、10年以内となります。
- ・借用証書には、保証人を2名定め、自署捺印してください。印鑑は本人、保証人ともに印鑑登録したものを使用し、印鑑登録証明書を添付してください。なお、証明手数料等については自己負担となります。
- ・保証人については、1名については保護者とし、もう1名については生計を別とする者で、もしもの場合に返済能力のある方としてください。
- ・奨学金は返済された資金を次の方に貸付しておりますので、返済が滞ると制度が成り立たなくなります。返済方法については、奨学生、保護者、保証人でよく協議し決定してください。
- ・返済期間の短縮および一括償還も可能ですので教育委員会までご相談ください。

14 返済方法について

- ・毎年6月と12月に納付書を送付しますので、納付書にて納めてください。

15 その他

- ・届出事項（本人、保証人等の住所、氏名等）に変更があった場合には、直ちに教育委員会まで連絡願います。

問い合わせ先

〒092-0224 網走郡津別町字豊永5番地1

津別町教育委員会 生涯学習課 学校教育係 奨学金担当

電話：0152-77-6002 FAX：0152-76-2477

付属資料

1 申請関係様式

- ・ 津別町奨学金申請提出書類一覧
- ・ 様式 1 奨学生（継続）申請書
- ・ 様式 1－2 進学等にあたっての目標等
- ・ 様式 2 履歴書
- ・ 様式 3 家族の状況調査書
- ・ 様式 4 同意書
- ・ 様式 5 所要学資調書
- ・ 様式 6 奨学生推薦書
- ・ 様式 7 健康診断書については、必要な場合に教育委員会へ連絡ください。

2 借入関係様式（参考）

次の様式については、奨学生選定通知時に別途案内します。

- ・ 様式 8 誓約書
- ・ 様式 9 奨学金返還予定確約書
- ・ 様式 10 奨学金請求書

3 津別町奨学金返還支援事業助成金制度について

制度詳細については、下記アドレスの津別町ホームページよりご確認願います。

最新の情報につきましては、津別町役場 住民企画課企画係までご確認ください。

津別町ホームページ「奨学金返還支援事業助成金制度」



津別町ホームページ

アクセスQRコード